

品川区立学校私費会計事務取扱要綱

制定 平成24年2月21日 教育長決定 要綱第4号

改正 平成28年2月26日 要綱第7号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立小学校、中学校および義務教育学校（以下「区立学校」という。）における私費会計の取扱いに係る管理監督者の職務、事務手続等を定めることにより、区立学校の私費会計の適正かつ効率的な運営および会計事故の未然防止を図ることを目的とする。

(適正な徴収計画および予算執行の原則)

第2条 区立学校の校長（以下「校長」という。）は、教育目標および基本方針等を踏まえ、次条に定める区分に従い、私費会計の適正な徴収計画を策定するとともに、保護者の負担軽減のため、最小の経費をもって最大の効果をあげるため、計画的かつ効率的な予算執行に努めなければならない。

(対象とする私費会計)

第3条 この要綱の対象とする私費会計は、給食費、教材費、修学旅行等校外学習費および校長が指定する費用とする。

(徴収金の取扱い)

第4条 前条に定める私費会計に係る徴収金は、区立学校が公教育活動の必要性から保護者の委任に基づき徴収するものとし、校長は、徴収金に係る事務を適正な注意義務をもって処理しなければならない。

(校長の職務)

第5条 校長は、私費会計の事務処理に当たり、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 私費会計に係る計画の決定に関すること。
- (2) 私費会計に係る予算および決算の決定に関すること。
- (3) 私費会計に係る収入および支出の決定に関すること。
- (4) 私費会計に係る執行管理および現金の管理について、関係教職員の事務分掌を定め、必要な指示を行うこと。

(副校長の職務)

第6条 区立学校の副校長（以下「副校長」という。）は、私費会計の事務処理に当たり、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 私費会計に係る計画の決定に関与すること。
- (2) 私費会計に係る予算および決算の調製に関する事務を統括すること。
- (3) 私費会計に係る収入および支出の事務を統括すること。
- (4) 私費会計に係る執行管理および現金の管理に関する事務を統括し、関係教職員の事務分掌に基づき、必要な指示および監督を行うこと。

(現金等の管理)

第7条 校長は、私費会計に係る現金および預金の適正な管理を行うため、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 学校における現金管理は必要最小の金額とし、徴収金は金融機関に預金し管理すること。
- (2) 金融機関への預金に当たっては、預金額に欠損が生じることのないよう、安全性確保を最優先し、適正に管理すること。
- (3) 現金、預金通帳等は、学校の金庫に保管し、その取扱いは校長が指定する必要最少人数の者で行うこと。
- (4) 徴収金の収入および支出は、金融機関を経由して行うこと。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。
- (5) 預金名義人は校長とし、公費会計と別口座とすること。

(収支書類等の管理)

第8条 校長および副校長は、私費会計に関する収支について、次の各号に定める収支に関する書類の管理を行う。

- (1) 関係書類に基づいて適切に処理を行い、現金出納簿等の必要帳票に記載すること。
- (2) 各月末に、現金等と現金出納簿等を照合し、収支の確認をすること。
- (3) 年度末に、現金等と現金出納簿等を照合し、収支の確認をしたうえで、決算報告書を作成し、会計監査の認定をうけたうえで、保護者へ報告すること。
- (4) 収支に係る証拠書類等の保存年限は、3年とする。

(契約および検収)

第9条 物品の購入等の契約に際しては、契約が公正・公平に行われるよう十分に配慮しなければならない。

2 購入物品の納入等契約履行の提供があったときは、発注を行った教職員が検収を行わなければならない。

(会計監査)

第10条 校長は、私費会計の決算の決定に当たっては、会計監査の確認を受けなければ

ならない。

2 会計監査は2名以上とし、保護者のうちから校長が選任する。

(指導・助言)

第11条 教育委員会は、私費会計に関する事務処理の適正化を図るため、校長に対し指導または助言を行うことができる。

(情報の公開)

第12条 校長は、保護者および教育委員会の求めに応じ、必要な情報を提供しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。